

第24回東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例 第14条の規定により設置する審査会 議事概要

- 条例第12条及び第13条に定める不当な差別的言動の該当性及び事案の概要公表並びに拡散防止措置について調査審議

- 審査会における主な意見等
 - ・ 表現活動が多様化していることから、条例第12条1項各号の考え方及び地域社会からの排除を煽動することの該当性について、事案に応じて、態様を踏まえた検討を行う必要がある。

 - ・ 政治的言動と不当な差別的言動の明確な区分けが困難な場合において、他の発言の趣旨などの態様を考慮して、不当な差別的言動への該当性について検討を行う必要がある。